

第1章 総則

(目的)

第1条 本学家政学部通信教育課程（以下「通信教育課程」という。）は、主として通信の方法によって家政学及び基礎・教養の諸科目を指導するとともに、本学の教育精神の普及と徹底につとめ、教養の向上と文化の進展をはかることを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本通信教育課程は、前条の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究水準の向上を図り、教育研究活動等の状況について、不断の自己点検及び評価を行う。

2 前項の自己点検及び評価の実施体制については、別に定める。

(学科)

第3条 本通信教育課程に、次の学科を置く。

児童学科、食物学科及び生活芸術学科（被服及び住居）

(収容定員)

第4条 本通信教育課程の収容定員は、次のとおりとする。

家政学部	(入学定員)	(収容定員)
児童学科	1,000名	4,000名
食物学科	1,000名	4,000名
生活芸術学科	1,000名	4,000名

(修業年限・在学年限)

第5条 本通信教育課程の修業年限は4年とする。ただし、10年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、学生が希望し、かつ家政学部教授会の議を経て学長が認める場合は、前項に規定する年限を超えて在学することができる。

第2章 教職員の組織

(授業)

第6条 本通信教育課程の授業は、原則として本学の教員が当たる。

(教授会)

第7条 家政学部教授会は、本学学則及び家政学部教授会規程に基づき、通信教育課程に関する事項について審議する。

(通信教育課程長)

第8条 本通信教育課程の責任者として、通信教育課程長（以下「課程長」という。）を置く。

2 家政学部通信教育課程長規程は、別に定める。

(学務委員会)

第9条 家政学部教授会に、家政学部通信教育課程学務委員会（以下「学務委員会」という。）を置く。

2 家政学部教授会は、学務委員会に通信教育課程に関する次の事項の審議を委託する。

(1) 教員人事に関する事項

(2) 教育に関する事項

(イ) 教育課程、授業科目又はこれに準ずるものに関する事項

(ロ) 学生の入学、編入学、学士入学、休学、退学、復学、転学科、転学、再入学、試験、卒業及び資格認定に関する事項

(ハ) 学生の奨学金制度に関する事項

(3) 学生の指導に関する事項

(4) その他学事に関する事項

(学務委員会の運営)

第10条 学務委員会は、次の委員をもって構成する。

課程長、家政学部通信教育課程関係学科長、家政学部家政経済学科から1名及び家政学部通信教育課程特任教員。

- 2 家政学部長は、学務委員会に出席して発言することができる。
- 3 課程長は、必要に応じ、前2項に定める者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 学務委員会は、課程長が招集し、その議長となる。
- 5 学務委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 6 学務委員会の議決は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 学務委員会の議決は、家政学部教授会の承認を得なければならない。

(事務機関)

第11条 本通信教育課程の事務機関として、通信教育・生涯学習事務部通信教育課を置く。

第3章 教育課程

(授業科目)

第12条 授業科目は、基礎科目、教養科目、学部共通科目、学科科目、軽井沢卒業セミナー、教職に関する科目、司書教諭に関する科目とし、単位制とする。

- 2 授業科目は、印刷教材等による授業（以下「印刷教材授業」という。）、面接授業、メディアを利用して行う授業（以下「メディア授業」という。）又はその併用により開講する。

(単位)

第13条 各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。通信による授業については、これに相当する教材の履修をもって1単位とする。

- (1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目及び単位数)

第14条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第15条 基礎科目（外国語）は、卒業するために、8単位を修得しなければならない。

- 2 基礎科目（情報処理）は、卒業するために、2単位を修得しなければならない。
- 3 基礎科目（身体運動）は、卒業するために、2単位を修得しなければならない。
- 4 教養科目は、A（地球市民をめざして）、B（よき生をもとめて）、C（知と感性を磨く）の3系列からなり、卒業するために、3系列からそれぞれ2単位以上、合計24単位以上を修得しなければならない。
- 5 学部共通科目、学科科目（必修・選択）は、卒業するために、次の単位を修得しなければならない。

学科	学部共通科目	学科科目		合計
		必修	選択	
児童学科	6	18	52	76
食物学科	6	42	28	76
生活芸術学科	6	24	46	76

- 6 前項の授業科目の種類・単位数及び履修方法等については、各学科の定めるところによる。
- 7 軽井沢卒業セミナーは、卒業するために、2単位を修得しなければならない。
- 8 自由選択科目は、基礎科目（外国語）、教養科目、学部共通科目、学科科目のうち、卒業に必要な単位を超えて修得した単位から、卒業するために、10単位を当てる。

(教育職員免許状の履修方法)

第16条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、所定の単位を修得しなければならない。

(教育職員免許状の種類)

第17条 本通信教育課程の各学科で取得させることのできる教育職員免許状の種類(免許教科の種類を含む。)は、次のとおりである。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
家政学部	児童学科	幼稚園教諭一種免許状	
	食物学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健 家庭
	生活芸術学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	家庭

(司書教諭の履修方法)

第18条 司書教諭の資格を得ようとする者は、所定の単位を修得しなければならない。

(本学通学課程又は他の大学等における授業科目の履修等)

第19条 学生が本通信教育課程の定めるところにより本学通学課程、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本通信教育課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第20条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本通信教育課程における授業科目の履修とみなし、本通信教育課程の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本通信教育課程において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条 学生が本通信教育課程に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本通信教育課程の定めるところにより本通信教育課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が本通信教育課程に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本通信教育課程における授業科目の履修とみなし、本通信教育課程の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学・学士入学、転学等の場合を除き、本通信教育課程において修得した単位以外のものについては、第19条及び前条第1項により本通信教育課程において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第4章 入学、編入学、学士入学、転学科、転学、休学及び退学

(正科生)

第22条 学士の学位を得ようとする者は、正科生として入学しなければならない。

(正科生の入学資格)

第23条 正科生として入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 次の各号の一に該当する者は、本学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる。

(1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(5) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(編入学・学士入学)

第24条 編入学又は学士入学を願い出た者については、選考の上、正科生として入学を許可することができる。

2 編入学・学士入学に関する事項は、通信教育課程編入学・学士入学に関する規程に定める。

(入学時期)

第25条 入学の時期は、4月又は10月とする。

(入学の出願)

第26条 入学を志願する者は、所定の入学願書に、別に定める書類及び出願時納入金を添えて願い出なければならない。

(入学許可)

第27条 前条の入学志願者については、書類選考の上、入学を許可する。

2 前項の規定にかかわらず、課程長が必要と認めた場合、面接等の方法による選考を行うことがある。

(姓名・居住地等の変更)

第28条 姓名又は居住地等を変更した者は、所定の書式により速やかに届け出なければならない。

(転学科)

第29条 他の学科に転学科を志望する者があるときは、選考の上、許可することがある。

2 本学の通学課程又は他の大学に転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(通学課程における単位認定)

第30条 本通信教育課程により修得した単位は、本学の通学課程における単位として認定されることがある。

(休学)

第31条 病気その他やむを得ない理由により修学できない者は、所定の期間に学長に願い出て、休学することができる。

2 休学期間は、年度の始めを起点とする1年単位とする。

3 引き続き休学を希望する者は、改めて所定の手続きを取らなければならない。

4 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第32条 退学しようとする者は、その理由を記し、学長に願い出なければならない。

2 退学日は、3月末日を原則とする。ただし、やむを得ない事由により年度途中での退学を認める場合がある。

(再入学)

第33条 退学した者が再入学を願い出たときは、これを許可することがある。

2 再入学に必要な事項は、通信教育課程再入学に関する規程に定める。

(二重学籍の禁止)

第34条 本通信教育課程の正科生は、同時に他の大学等に学生として在籍することはできない。

第5章 学習指導

(履修登録)

第35条 授業科目の履修に当たっては、所定の期間内に登録しなければならない。

(学習指導)

第36条 学習指導は、教材の配付又は指定、質疑応答、報告課題解答並びにこれに対する添削指導及び面接授業その他適切な方法により行う。

2 補助教材として、機関誌等を発行し、学習指導を行うことがある。

(健康状況の申告)

第37条 学生は、所定の期間内にその健康状況について申告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定の授業科目の受講を希望する場合は、健康診断書等所定の書類を提出しなければならない。

3 前2項のほか、合理的な事由がある場合、本学は学生に対し、健康診断の実施又は健康診断書等所定の書類の提出を課することができる。

(教材)

第38条 印刷教材授業科目にかかる教材は、別に定める配本基準により、履修登録した科目について配本を行う。

- 2 印刷教材授業科目に関する質疑は、所定の質問票により行う。
- 3 履修する印刷教材授業科目については、所定の課題に対する解答を提出し、添削指導を受けなければならない。
- 4 正科生が1学年あたり登録できる印刷教材授業科目数は、20科目を上限とする。
- 5 印刷教材授業科目にかかる学習指導の一助として、本学校舎又は本学が指定する場所（インターネット上を含む。）において、面接指導、講習会等を行い、また、印刷物等を配布することがある。

(面接授業等の実施)

第39条 面接授業科目及びメディア授業科目は、夏期、土曜、集中、夜間及びその他の種類に分けて行うスクーリングによる。

- 2 面接授業科目及びメディア授業科目を履修するためには、所定の期間内に受講にかかる費用を納入しなければならない。
- 3 面接授業科目及びメディア授業科目の実施に当たり、人数調整等を行う必要が生じた場合は、別に定める基準により行う。

第6章 成績の評価及び単位の授与

(印刷教材授業科目の成績の評価)

第40条 印刷教材授業科目の成績の評価は、科目修了試験により行う。

- 2 科目修了試験を受けることのできる授業科目は、第38条の規定に基づき、所定の期間内に報告課題について合格し、かつ受験の届け出を行ったものに限る。
- 3 印刷教材授業の成績は、合格（A⁺、A、B、Cの4段階）及び不合格とする。
- 4 科目修了試験を欠席した場合は「評価なし」とし、不合格とする。
- 5 科目修了試験の不合格科目については、再度試験を受けることができる。
- 6 報告課題の評価を第3項の成績に含めることができる。

(面接授業等の科目の成績の評価)

第41条 面接授業及びメディア授業の成績の評価は、スクーリング最終日の試験等により行う。

- 2 面接授業及びメディア授業の成績は、合格（A⁺、A、B、Cの4段階）及び不合格とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特定の科目については、合格に段階を設けない。
- 4 出席不足又は試験欠席の場合は「評価なし」とし、不合格とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない事故により、所定の試験を受けられなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

(評価の基準)

第42条 成績の評点及び評価の基準は、次のとおりとする。

合否	合格					不合格	
評価	A ⁺	A	B	C	P	F	X
評点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	合格	59点以下	評価なし
評価の基準	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績	到達目標を十分に達成できている優れた成績	到達目標を達成できている成績	到達目標を最低限達成できている成績	段階なし	到達目標を達成できていない成績	評価なし

(単位の授与)

第43条 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

第7章 卒業

(卒業)

第44条 本学家政学部通信教育課程に4年以上在学し、第15条に従い所定の単位を修得した者には、

家政学部教授会の議を経て、学長が卒業を認め学士（家政学）の学位を授与する。

第8章 科目等履修生

（科目等履修生）

第45条 第14条に掲げる授業科目のうち、特定の授業科目だけを履修する目的で入学する者を科目等履修生という。

2 科目等履修生を、次の各号のコースに分ける。

（1）教育職員免許状等の取得を目的とする者（資格コース）

（2）教養又は自己研鑽等を目的とする者（教養コース）

3 科目等履修生（資格コース）は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

（1）大学を卒業した者

（2）学校教育法の規定により学士の学位を授与された者

（3）教育職員免許状を有し、かつ大学入学資格のある者

4 科目等履修生（教養コース）は、第23条に規定する大学入学資格を有する者でなければならない。

5 科目等履修生は、正科生の教育に支障がない場合、選考の上、入学を許可する。

6 前項の規定にかかわらず、教育実習等、本学が指定する一部の科目及び学習活動については科目等履修生の履修を認めない。

（科目等履修生の入学時期及び在学期間）

第46条 科目等履修生の入学の時期は4月又は10月とし、在学期間は1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、所定の手続きを経た者については、さらに1年の在学期間の延長を認めることがある。

（科目等履修生の履修登録）

第47条 科目等履修生が登録できる単位数は年間20単位までとし、所定の期間内に所定の手続きを経て履修の許可を受けなければならない。

（科目等履修生の単位の授与）

第48条 科目等履修生は、履修した印刷教材授業科目について科目修了試験を、面接授業科目及びメディア授業科目については所定の試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した場合は、授業科目所定の単位を与える。

3 科目等履修生として修得した授業科目及び単位は、第44条に規定する卒業のための授業科目及び単位の換算又は認定しない。

（他大学学生への科目等履修生としての入学許可）

第49条 他大学等に学生として在籍する者が、所属する大学等の承認を得られた場合、本通信教育課程の科目等履修生として入学を許可することがある。

第9章 学費

（入学選考料）

第50条 入学を志願する者は、入学選考料11,000円を納入しなければならない。

（入学金等）

第51条 入学を許可された者は、入学金30,000円を納入しなければならない。

2 編入学、学士入学を許可された者は、編入手数料10,000円を納入しなければならない。

（授業料等）

第52条 授業料、在籍延長料、保険料及び在籍料は年額とし、所定の期日までに一括して納入する。ただし、学費等の延納を必要とする者に対しては、所定の手続きを経て、延納を認めることができる。

2 授業料は、150,000円とする。ただし、次の各号に該当する場合は、75,000円とする。

（1）10月に入学が許可された者（以下「10月入学者」という。）の入学年度

（2）年度途中で卒業が認められた者の当該年度

（3）9月末日に在籍期限が満了する者の当該年度。ただし、10月入学者において在籍期限の延長が認められた者（以下「在籍延長者」という。）の年間の授業料は、150,000円とする。

3 在籍延長者は、在籍延長許可ごとに在籍延長料として30,000円を納入する。

4 学生は、大学が指定する保険料を納入する。

5 休学の場合には、休学期間中の授業料を免除し、在籍料として年額20,000円を納入する。

- 6 授業料その他の学費等を納めない者は、当該年度の履修について成績評価を受けることはできない。
- 7 授業料その他の学費等を納めることを怠り、督促を受けてなお納めない者に対しては、除籍することができる。

(面接授業等の学費)

第53条 面接授業及びメディア授業にかかる学費等は、次のとおりとする。

- (1) 面接授業科目及びメディア授業科目履修料
- | | |
|------------------------|---------|
| (講義・演習科目、1科目につき) | 10,000円 |
| (実験・実習・実技科目、1科目につき) | 15,000円 |
| (学外・集中／講義・演習科目、1科目につき) | 25,000円 |
- (2) 卒業論文受講料(1単位につき) 10,000円
- (3) 軽井沢卒業セミナー履修料 20,000円

2 教材費・実習料等が生じる場合は、原則として自己負担とする。

3 教育実習等受講料及び軽井沢卒業セミナー研修料は、別に定める。

(研究会及び講習会の費用)

第54条 その他本学が主催する研究会、講習会等については、実費を徴収する。

(科目等履修生の学費等)

第55条 科目等履修生の学費等は、次のとおりとする。

- (1) 選考料 11,000円
- (2) 入学金(登録料を含む) 30,000円
- (3) 印刷教材授業科目履修料(年額、1単位につき) 8,500円
- (4) 面接授業科目及びメディア授業科目履修料
- | | |
|---------------------|---------|
| (講義・演習科目、1単位につき) | 10,000円 |
| (実験・実習・実技科目、1単位につき) | 20,000円 |

(5) 保険料

(6) 継続料(在学期間延長者のみ) 10,000円

2 前項の規定にかかわらず、特定の科目については別に履修料を定めることがある。

3 教材費・実習料等が生じる場合は全額自己負担とする。

(納入金の不還付)

第56条 納入した学費等は、原則として返戻しない。

(学費等の改定)

第57条 経済状勢等の変化に応じて、本章の学費等を改定することがある。

2 第52条及び第55条にある保険料の金額等契約にかかる事項は、所管する団体の定めるところによる。

第10章 その他

(改廃)

第58条 この規程の改廃は、大学執行部会議の議を経て、理事会が決定する。

(学則等の準用)

第59条 学年、学期、賞罰、奨学制度その他本規程に規定しない事項については、本学学則のほか本学諸規程を準用する。

附 則

1 本規程は、昭和31年4月1日から施行する。

2 第8章中聴講生に関する規定は、昭和29年4月1日に遡って適用する。

3 本規程は、昭和47年7月6日より改正施行する。(日本女子大学家政学部通信教育規程を日本女子大学家政学部通信教育課程規程に改称)

4 本規程は、昭和50年4月1日より改正施行する。(授業料変更に伴う改正)

附 則(授業料等変更に伴う改正)

本規程は、昭和57年4月1日より改正施行する。

附 則(授業料等変更に伴う改正)

本規程は、昭和60年4月1日より改正施行する。

附 則

1 本規程は、昭和61年4月1日から施行する。

2 特修生に関する規定は、昭和63年3月31日までの間、なお従前の例による。

附 則（授業料等変更に伴う改正）

本規程は、昭和63年4月1日より改正施行する。

附 則（選考料等変更に伴う改正）

本規程は、平成元年4月1日より改正施行する。

附 則（教育職員免許法改正・一般教育課程教授会廃止・全学教授会廃止・休学期間の取扱変更・入学金改定・事務組織名称変更・その他現行規程の一部変更に伴う改正）

1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

2 第31条の適用は、平成2（1990）年度入学生からとし、平成元（1989）年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則（授業料等変更に伴う改正）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（学位、授業料等変更に伴う改正）

1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

2 第31条の適用は、平成2（1990）年度入学生からとし、平成元（1989）年度以前の入学生は別に定める移行規則による。

附 則（学校教育法施行規則一部改正に伴う改正）

この規程は、平成4年10月1日から施行する。

附 則（聴講生・科目別履修生の入学資格、授業料変更に伴う改正）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（履修科目の登録及び科目試験受験条件・授業科目の変更に伴う改正）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（転学科・科目等履修生・テキスト学習生名称、授業料等変更に伴う改正）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（カリキュラムの変更に伴う、授業区分・開講科目名・履修条件等の変更、自己点検・評価、授業料等変更、学生教育研究災害傷害保険料の改定に伴う改正）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（授業料等の変更・文字の訂正・開講科目名および単位数・履修条件等の変更に伴う改正）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（開講科目名及び単位数・履修条件等の変更に伴う改正）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（開講科目名等の変更に伴う改正）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（授業料等の変更・教育職員免許法の改正・その他現行規程の一部変更に伴う改正）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（在学期間延長の明文化、授業科目表等の整備等に伴う改正）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（総合科目系列別最低修得単位数の変更に伴う改正）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（開講科目名および単位数の変更等・司書教諭課程の新設に伴う改正）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（科目等履修生コース分け等の変更・授業科目名および単位数の変更等に伴う改正）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（学務委員会構成・事務組織名称変更・入学資格・成績評価・履修単位数の上限・卒業単位・卒業日の変更等に伴う改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（卒業要件の教科書授業の単位数・教科書配本方法・科目等履修生の在学期間手続きの

変更に伴う改正)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (教養科目にかかる変更・通信教育課程編入学・学士入学規程変更・科目等履修生の入学資格変更・科目等履修生の学費変更に伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (卒業に必要な教科書授業の必要最小単位数の廃止に伴う改正)

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則 (委員会名称の変更に伴う改正)

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

附 則 (事務組織改編等に伴う改正)

この規程は、平成21年7月1日より施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日より施行する。

2 科目等履修生に関する規定は平成22年度入学者より適用し、平成21年度までの入学者については従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (学校教育法改正に伴う改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (学務委員会構成員変更、授業料変更等に伴う改正)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 第54条の適用は平成28年度入学者からとし、平成27年度以前の入学者への適用は平成31年度からとする。

附 則 (科目等履修生制度、学費変更等に伴う改正)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 第55条及び第57条のうち、面接授業科目履修料の適用は一部を繰り下げ平成31年度からとし、平成29・30年度の学費は次のとおりとする。

(1) 面接授業科目履修料 (正科生)

(実験・実習・実技科目、1科目につき) 12,000円

(学外・集中／講義・演習科目、1科目につき) 23,000円

(2) 面接授業科目履修料 (科目等履修生)

(講義・演習科目、1単位につき) 8,500円

(実験・実習・実技科目、1単位につき) 17,000円

附 則 (学費等の表記及び取得できる教育職員免許状変更等に伴う改正)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 第17条の適用は平成30年度からとし、平成29年度までに入学した者については当分の間、小学校教諭一種免許状取得にかかる所定の科目の履修並びに単位の修得を認める。

附 則 (学科ごとの入学定員・収容定員明示に伴う改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (退学日の制定及び学費の変更等に伴う改正)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (授業方法の表記変更等に伴う改正)

この規程は、2022年4月1日から施行する。